

## 介護予防訪問看護 重要事項説明書

介護予防訪問看護の提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、医療法人社団 真仁会 裾野訪問看護ステーション（以下、事業所という）が、あなた様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者概要

事業者名称	医療法人社団 真仁会
所在地	静岡県裾野市久根537番地の2
法人種別	医療法人社団
代表者	理事長 小林 義輝
電話番号	055-995-3000

### 2. 事業者が有する介護保険法令に基づき静岡県知事から指定を受けている指定された事業所

介護保険法令に基づき、静岡県知事から指定を受けている事業所名称（指定番号）	各事業所につき介護保険法令に基づき静岡県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類
医療法人社団 真仁会 裾野訪問看護ステーション 静岡県指定 2261490011号	訪問看護・介護予防訪問看護

### 3. ご利用事業所

事業所名称	医療法人社団 真仁会 裾野訪問看護ステーション
指定番号	静岡県指定 2261490011号
所在地	静岡県裾野市久根537番地の2
管理者	田口 千寿香
電話番号	055-995-3000

### 4. 事業の目的と運営方針

#### 事業の目的

この規定は、当事業所にて行う介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、看護師その他の従業者（以下、看護師等という）が要支援状態にある利用者に対し、適正な介護予防訪問看護を提供することを目的とします。

#### 運営の方針

#### ●介護予防訪問看護事業の運営方針

- (1) 介護予防訪問看護の事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指して支援するものとします。
- (2) 当事業所の介護予防訪問看護のサービスの特徴は、住み慣れた家庭において在宅療養できる喜びと安心かつ快適な生活が送れるよう支援を行っています。
- (3) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (4) 当事業所は、緊急の事態にも柔軟な対応ができる体制を整備し、必要なときに必要な介護予防訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。また、事業の提供にあたっては、主治医との綿密な連携のもと、介護予防訪問看護計画に基づき、適正に実施するものとします。

## 5. ご利用事業所の職員体制

(令和8年6月1日現在)

職種	常勤	非常勤	計
管理者	1名		1名
看護師	4名	1名	5名
事務員	1名		1名
理学療法士等		6名	6名

## 6. 営業時間

営業日・時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分
営業しない日	土曜日・日曜・祝日・年末年始(12/30午後～1/3)

## 7. 営業地域

通常の営業地域	裾野市・長泉町・御殿場市・三島市・沼津市の (須山) (竹原) (中山) (徳倉) (大岡) ステーションより15km以内
---------	---

\*交通費については、サービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。  
上記以外の地域への訪問看護では交通費は実費が必要になる場合があります。

## 8. 提供サービスの概要

### ◀ 介護予防訪問看護 ▶

(1)病状、障害の観察 (2)入浴、清拭、洗髪等による清潔の保持 (3)口腔ケア (4)機能訓練 (5)食事指導	(6)利用者及び家族への療養上の指導、助言 (7)その他主治医の指示による医療処置 (8)認知症患者の看護 (9)介護用品の紹介
--	---

## 9. 利用料

- ・基本利用料として介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。但し介護保険給付の範囲を超えた部分のサービスについては、自己負担となります
- ・事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者へ送付します。
- ・利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに原則的に口座引落の方法で支払うか、もしくは現金で支払います。
- ・利用者は裾野訪問看護ステーション料金表(別紙)に定めた介護予防訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払います。

## 10. 緊急時の対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

\_\_\_\_\_  
ご利用者(家族)

\_\_\_\_\_  
主治医

## 11. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者へのサービス提供を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定します。  
また、看護師等に対して業務継続計画を周知するとともに、定期的に研修・訓練を実施し必要に応じて業務継続計画の見直し・変更を行います。

## 1 2. 衛生管理等

- ・看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行い、当事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。
- ・感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するとともに、感染症の予防及びまん延防止検討委員会の開催とその結果の周知徹底 看護師等に対する定期的研修・訓練を実施します。

## 1 3. 虐待の防止

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するための指針を整備するとともに、担当者を置き委員会の定期的開催とその結果の周知徹底 看護師等に対する定期的な研修を実施します。また、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

## 1 4. 身体拘束等の禁止

- ・当事業所は、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません
- ・やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間・その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとします。

## 1 5. 暴力への対応

利用者とともにサービス提供者の人権を守る観点から、暴力等があった場合、サービスを中止する場合があります。

## 1 6. 苦情申し立て窓口

提供した介護サービスに利用者からの苦情に敏速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける相談窓口を設置しております。また、利用者からの苦情に関して市長村・国保連が行う調査に協力し、これからの指導助言を受けた場合にはこれに従って必要な改善を行います。

裾野訪問看護ステーション 担当者 田口 千寿香	静岡県裾野市久根537番地の2 TEL：055-995-3000 FAX：055-995-3001 9：00～17：30
裾野市 介護保険課	静岡県裾野市佐野1059 TEL：055-995-1821 FAX：055-995-1799 8：30～17：15
御殿場市 長寿福祉課	静岡県御殿場市萩原483 TEL：0550-82-4134 FAX：0550-84-1046 8：30～17：15
沼津市 長寿福祉課	静岡県沼津市御幸町16番1号 TEL：055-934-4873 FAX：055-934-2594 8：30～17：15
三島市 介護保険課	静岡県三島市北田町4-47 TEL：055-983-2607 FAX：055-975-3456 8：30～17：15
長泉町 長寿介護課	静岡県駿東郡長泉町中土狩828 TEL：055-989-5511 FAX：055-989-5515 8：30～17：15
静岡県国民健康保険団体 連合会 介護サービス苦情相談窓口	静岡県静岡市葵区春日2丁目4番34号 TEL：054-253-5590 9：00～17：00



## 裾野訪問看護ステーション 料金表 要支援の場合

当事業者の指定訪問看護の提供（介護保険適用部分）に際し貴方様が負担する利用料金は、原則として基本料金の1割～3割（注）です。但し、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては、自己負担となります。

### 1. 訪問看護基本利用料 (R08.6.1改定)

指定訪問看護 ステーション	*20分未満	30分未満	30分以上 1時間以内	1時間以上 1時間30分以内
所定単位数	303単位	451単位	794単位	1,090単位

\*週1回以上20分以上の訪問看護を実施している場合のみ算定可

- 当事業所の基本料金は、地域区分が「7級地」であるため、所定の単位数に10.21円を乗じて得た額となります。
- 曜日に関係なく、早朝（午前6～8時）、夜間（午後6～10時）は25%  
深夜（午後10～午前6時）は、50%が基本料金に対して、加算となります。  
・但し1ヶ月以内2回め以降が対象です。
- 准看護師が指定訪問看護を行ったときは、基本料金の10%が減算されます。
- この他、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（厚生省告示第19号）に規定される緊急時訪問看護や指定訪問看護の実施に関する計画的な管理をうけた場合は、一定の料金を負担していただきます。（緊急時対応に要した時間は基本料金が算定されます。）  
(注) 介護保険負担割合証に準ずる。

- ・看護体制強化加算 100単位 1回/月 (1、有 2、無)
- ・緊急時訪問看護加算 I 600単位 1回/月 (1、有 2、無)
- ・特別管理加算 I 500単位 1回/月 (1、有 2、無)  
(気管チューブ・留置カテーテル等)
- ・特別管理加算 II 250単位 1回/月 (1、有 2、無)  
(点滴・酸素・重度の褥瘡等)
- ・複数名訪問加算 30分未満 254単位 /回 (1、有 2、無)  
30分以上 402単位 /回
- ・長時間訪問看護加算 300単位 /回 \*特別管理加算対象者のみ  
(訪問時間が90分を超える場合)
- ・サービス提供体制強化加算 I 6単位 /回
- ・介護職員等処遇改善加算 総報酬単位数の1.8% 1回/月
- ・訪問看護費 I (5) 20分 284単位 2回/週  
(12月を超えて行われるとき 5単位減算)
- ・交通費 事業実施地域以外の介護保険利用者の1回の訪問につき自動車を使用した場合の料金は以下のとおりです。

事業の実施地域を越えた地点からの距離	金額
5km未満	300円
5km以上10km未満	500円

### 2. その他の費用

指定訪問看護を提供するため、貴方様のお宅で使用する水道、ガス、電気等の費用や日常生活上必要な物品等・その他 : 実費  
訪問看護と継続して行われたご遺体のケア・処置料 : 10,000円

### 3. 料金の支払方法

貴方様が当事業者に支払う料金の支払方法については、月ごと清算します。  
毎月10日までに、前月分ご利用いただいたサービス利用代金の請求をします。  
支払方法は、口座自動引落としとさせていただきます。尚、ご都合の悪い方はご相談下さい。

### 4. キャンセル料

キャンセル料は頂いておりませんが、都合により訪問看護をキャンセルされる場合には、事前に当事業所にご連絡下さい。

### 5. その他

貴方様の被保険者証に支払い方法の変更の記載（貴方様が保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、役場の窓口へ提出して、差額（介護保険適用分の9割～7割）の払い戻しを受けてください。